

令和7年度 善意銀行

「福祉ボランティア活動応援資金」募集について

東住吉区社会福祉協議会では、市民や団体、企業のみなさまから預託された現金や物品を基に「善意銀行」を設置しています。善意銀行では年1回「福祉ボランティア活動応援資金」として、区内で福祉ボランティア活動を行い登録している団体・グループ、また、これからボランティア活動を行おうとしている団体・グループ（立ち上げ支援）に対して払出を行い、広く区民のみなさまに見える形で福祉の増進に貢献する仕組みとしています。つきましては、助成金を希望される団体・グループは、以下の助成要領に基づいてお申込みください。



【助成要領】

- 1 申込期間 令和7年4月7日(月)～令和7年4月25日(金)※必着
- 2 助成対象
 - ・東住吉区内で福祉ボランティア活動を行っている団体（裏面に補足あり）
 - ・申請日から6か月以内に活動開始が見込める団体・グループ。
- 3 助成金額 1グループ4万円以内（総額80万円）※過去3年間の助成実績を参考に総額を設定
- 4 申込方法 払出申請書（第1号様式）に次の書類を添付し、東住吉区社会福祉協議会へ書面で提出
 - ①会則または規約
 - ②名簿
 - ③活動計画書

④収支予算書

⑤活動内容が分かるもの（昨年申請していない団体・グループのみ）

⑥前年度収支決算書（立ち上げ支援は除く）

5 選考方法 東住吉区善意銀行運営委員会(6月開催予定)にて審議し、ボランティア・市民活動センター運営委員会にて意見徴収を行い、最終的な助成金額を決定します。助成されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

6 決定通知 結果については、文書で通知します(6月下旬予定)

≪決定通知後の手続きのおおまかな流れ≫

・「払出請求書（第3号様式）」を提出（通知後30日以内）

・助成額を指定口座に振込予定（7月下旬予定）

・「事業完了報告書（第4号様式）」及び必要書類を提出（事業完了後30日以内）

* 詳しくは、助成決定団体にお知らせします

7 申請窓口 社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会（さわやかセンター）

東住吉区ボランティア・市民活動センター

〒546-0031 大阪市東住吉区田辺2丁目10番18号

電話番号 (06)6622-6611 FAX番号 (06)6622-8973

≪助成対象 補足≫

❖東住吉区内で福祉ボランティア活動を行っている、又今後活動を予定している団体・グループであること

福祉ボランティアとは、地域や福祉施設などで行われる主に高齢者・障がい者・児童を対象とする

自発的な活動をいいます。主に次のような活動を行っている団体・グループを指します。

- ・地域や福祉施設での特技を活かした活動(音楽、パフォーマンスなど)
- ・視覚障がい者に関する活動(点訳、音訳など)、聴覚障がい者に関する活動(手話など)
- ・精神保健福祉ボランティア活動
- ・地域での喫茶、サロン活動、住みびらき活動
- ・子育て支援ボランティア、おもちゃ図書館活動 図書や朗読に関わる活動
- ・その他(善意銀行運営委員会にて判断した活動)

❖ 5名以上のメンバーで構成されていて、団体・グループの会則・規約があること(申請の際に提出が必要です)

❖ その他

- ・宗教活動や政治活動を目的としないこと、またその管理下でないこと
- ・活動の大半が会員の親睦や研修、スキルアップ、サークル活動、自助活動でないこと
- ・非営利目的であること
- ・法令や公序良俗に反する活動を行っていないこと
- ・暴力団もしくはその構成員の統制下でないこと
- ・団体運営や当該事業に対して、地方公共団体の助成金並びにその他の公的助成を受けていないこと
- ・グループ予算が100万円以下であること

≪ 助成金の用途について ≫

❖ 福祉ボランティア活動において次の事業にかかる経費にお使いください

- ・広報・啓発活動 (チラシ作成にかかる費用など)
- ・ボランティア活動に必要な技能講習 (研修などの参加費、交通費など)
- ・ボランティア活動に必要な資機材、資料の購入

・その他、ボランティア活動を継続的に行うために必要な活動費・運営費等

❖この払出は年度を単位としています。令和7（2025）年度中の活動にかかる必要経費で申請してください

❖助成対象となる活動・事業経費の10%以上の自主財源が必要です

❖同一団体に対する払出は年1回、連続交付は3年までとします

❖自らの責任において負担すべき経費(人件費や飲食費)などは対象外です

《留意事項》

❖申請にかかる書類に不備がある場合は、申請を受理できません

❖過去に不交付となった団体や提出物が遅れた団体は、慎重に審査を行います

❖審査の結果、助成額が申請額よりも減額される場合があります

❖助成金の支払いは、口座振込のみです。団体名義の銀行口座が必要です※個人名義は不可

❖申請日以降に、申請内容や役員などに変更がある場合はすみやかに届出ください

❖申請内容の虚偽や委員会が不適切と判断した場合、助成金を返還いただく場合もあります

❖この助成を受けた団体が、大阪市ボランティア活動振興基金や、他区の社会福祉協議会の助成金を受給された場合、

交付の決定を取り消します

❖助成団体については、団体名と活動内容を、当会のホームページ等で公開する場合があります

❖申請書類等で得た個人情報、当事業以外には使用いたしません